



基勞補発第1221003号
平成18年12月21日

財団法人 労災保険情報センター
専務理事 菊 入 関 雄 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災保険における看護の給付の取扱いの一部改正に伴う
実施上の留意事項について

標記について、別添により都道府県労働基準部長あて通知しましたので、貴
地方事務所に対する周知徹底及び点検等に遺漏のないようお願いします。



基勞補発第1221001号

平成18年12月21日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(契印省略)

労災保険における看護の給付の取扱いの一部改正に伴う
実施上の留意事項について

労災保険における看護の給付の取扱いについては、平成18年12月21日付け基発第1221003号「労災保険における看護の給付の取扱いの一部改正について」(以下「通達」という。)により通知されたところであるが、この運用に当たっては下記事項に留意の上、その取扱いに遺漏のないよう留意されたい。

記

1 通達改正の趣旨について

平成18年4月の健康保険の診療報酬点数表の改正により、通達による改正前の昭和62年3月12日付け基発第131号(以下「旧通達」という。)記の第2の労災付添看護(以下「労災付添看護」という。)の費用の支給の前提となっていた有床診療所Ⅱ群入院基本料3の点数区分が変更となったこと等に伴い、

ア 労災付添看護を廃止し、労災保険給付の対象を旧通達の記の第3の特別労災付添看護のみとするとともに、

イ 平成18年3月31日の時点で、労災付添看護を受けており引き続き看護の必要な傷病労働者については、同年4月1日以降も従前の基準により、保険給付を支給する。

こととしたこと。

2 通達記の第3の経過措置について

上記1のイにかかわらず、傷病労働者が自己都合によって転医した場合、再発により再度看護が必要になった場合等については、通達記の第2の基準により保険給付の支給を行うこと。

3 医療機関等に対する周知徹底について

今般の一部改正により、従来、労災付添看護の対象となっていた医療機関が、特別労災付添看護の対象医療機関となること等により、保険給付の支給要件及び算定基準が変更されることから、経過措置を含め通達の内容について医療機関等に対して周知を図ること。